

様式第3号（第5条関係）

（表）

世 帯 調 書

申請者 氏 名						本人氏名				
未 熟 児 等 の 属 す る 世 帯 構 成	(1)	世帯構成員名	続柄	性別	生年月日	個人番号	職 業 (勤務先)	(2) 階層 区分	(3) 市町村民税 所得割の額	(4) 備考
(5) 世帯外扶養義務者	氏名									
	住所									
	氏名									
	住所									

（裏面の記載事項をよく読んで記入してください。）

(裏)

記 載 事 項

① 「世帯構成員」とは、未熟児等本人と生計を一にしている者をいいます。本人を含めて全世帯構成員を記載してください。

「扶養義務者」とは、父母、祖父母、養父母、兄弟姉妹、そのほか家庭裁判所で扶養の義務を負わされた叔父叔母等、民法（明治29年法律第89号）第877条に定められている者です。次の(2)、(5)を参照のこと。

② 「階層区分」の欄には、児童本人、扶養義務者について次により記号で記入してください。なお、上記(1)を参照のこと。

ア 現在、生活保護法の被保護者である場合（生活扶助のほか医療扶助等を受けている場合も含みます。）

イ アに当たる場合を除いて本年度（不明のときは前年度）の市町村民税が課税されていない場合

ウ アに当たる場合を除いて、本年度（不明のときは前年度）の市町村民税均等割の額のみ課税されている場合

エ ア、イ及びウに当たる場合を除いて、本年度（不明のときは前年度）の市町村民税の課税世帯であり、市町村民税所得割の額が課税されている場合

③ 階層区分がエであるもの（児童の扶養義務者）については、その市町村民税所得割の額を記入してください。

④ 世帯構成員中本人以外の児童が、育成医療の給付、養育医療の給付、療養の給付を受け、又は受けることが決定しているときは、その旨を備考欄に記入してください。

⑤ 「世帯外扶養義務者」の欄には、世帯構成員以外で現に児童本人に対して扶養を履行している扶養義務者がいる場合にのみ記載してください。

注 申請後給付が終了するまでの間に上記記載事項に変更が生じた場合は、大阪狭山市役所に届け出てください。